

平成30年4月から高額療養費の多数該当の判定が変わります。

これまでは、市町村をまたいで住所の異動をした場合、高額療養費の多数該当の通算がされませんでした。
平成30年4月以降は、市町村をまたがる住所の異動した場合でも、同一県内であり、かつ、世帯の継続性が保たれている場合は、高額療養費の多数該当の通算がされるようになります。

平成30年3月までの取り扱い

A市からB市へ住所異動

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
愛知県	A市	○(高額該当) 1回目		○(高額該当) 2回目		○(高額該当) 3回目							
	B市							○(高額該当) 1回目		○(高額該当) 2回目	○(高額該当) 3回目		●(多数該当) 4回目

A市からB市へ住所異動した場合は、
高額該当の回数が引き継がれない。

平成30年4月からの取り扱い

A市からB市へ住所異動

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
愛知県	A市	○(高額該当) 1回目		○(高額該当) 2回目		○(高額該当) 3回目							
	B市							●(多数該当) 4回目		●(多数該当) 5回目	●(多数該当) 6回目		●(多数該当) 7回目

平成30年4月以降は、同一県内で住所異動した場合は、
多数該当の回数が引き継がれる。

※ 多数該当・・・過去12か月以内に3回以上、高額療養費に該当があった場合の4回目以降の自己負担額が軽減されます。